

標章(優良マーク)の取扱について

- 1 標章（優良マーク）の使用方法としてどの範囲まで許容するか
優良な企業としての PR に当該企業が使えるものとし、次に例示されるようなものについて、広く使用することを認める。
 - ・ 商品又は役務
 - ・ 商品、役務又は一般事業主の広告
 - ・ 商品又は役務の取引に用いる書類又は通信
 - ・ 一般事業主の営業所、事務所その他事業場
 - ・ インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
 - ・ 労働者の募集の用に供する広告又は文書

- 2 不正使用者に対する対応
 - ア 標章には「平成〇〇年度」と取得年度を記載することとし、有効期間が分かるようする。
 - イ 不正な使用が確認された時点で、使用停止の指導や認定の取消等を行う。